



## 保育所型認定こども園 つなぐ認定こども園

### 令和6年度1号認定募集要項

つなぐ認定こども園は、令和6年度4月1日から入園予定の1号認定希望者を募集致します。

1号認定とは：幼稚園に通う園児と同じ時間(8:30～14:00)に通う園児です。

保護者の就労状況や妊娠、出産、病気療養中または障害などで保育が必要な自由に該当しないご家庭の方で満3歳以上5歳までのお子さんを4時間程度(教育時間)お預ける形となります。満3歳児以上の子どもであれば、保護者の就労の有無に関わりなく1号認定になれます。又、北中城村外に居住されている方の受け入れも可能です。※14時以降から19時までお預かりする「預かり保育」を利用することも可能です。ご利用の場合は、就労証明書および同封の「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(現況届)の提出が必要となりますのでご了承ください。※入園決定後にご依頼致します。

- 書類配布：令和5年11月1日から事務所窓口又は園ホームページからダウンロードが可能です。
- 募集対象：3歳児 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ(若干名)  
4歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ(若干名)  
5歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ(若干名)
- 書類受付：令和5年11月13日(月)から11月24日(金)まで  
※受付期間を過ぎた場合は、自動的に待機となります。  
※原則として認定こども園は村外にお住いの方も申込が可能です。村内の待機児童が多い場合は村内在住を優先させていただきます。
- 入園までの流れ：
  1. 園へ直接申込  
(入園願書、確認兼同意書及び重要事項説明の確認(同意書)を提出)
  2. 願書審査および面談及び保育体験(半日)(日程は願書提出後に決定)
  3. 内定決定次第、各市町村の申請様式を(北中城村在住は、入園・進級に係る申請書の提出について一式)市町村窓口へ提出(園が窓口となり行います。)
  4. 園へ施設内定通知書・健康診断書・支給認定書・口座振替依頼書(リウコム社)を提出

#### 受入時間について

- 教育時間：8：30～14：00（月～金）
- 預かり保育時間：早朝7：00～8：29、14:01～19:00
- 長期休暇：7:00～19:00 / 土曜日：7:00～18:00

#### 長期休暇：

- 夏休 7/20～8/31 頃、冬休、12/26～1/5 頃、春休 3/23～3/31 頃

#### 給食費：（お弁当毎月1回）

- 月～金：5,500 円/月額（おやつ込）
  - 午後預かりの場合（おやつ 1000 円/月額、日額利用は 100 円）
  - 土曜日・長期休暇の場合（昼食 250 円/日額、おやつ 100 円/日額）
- ※年収 360 万円未満相当世帯：副食費免除

#### 利用料金：

- 教育時間：8:30～14:00（月～金）※無償
- 預かり保育午後：14:01～19:00，定額：5,000 円，日額:450 円
- 長期休暇（夏・冬・春休み）8:30～19:00 日額:800 円
- 土曜日 8:30～18:00 日額:800 円

#### 実費撤収：クレヨンは自宅で使用している物を利用可能です。

- **3 歳児：（年間費用の目安：¥3,200～¥6,000）**  
連絡ノート・出席シール・自由画帳・のり・はさみ・クレヨン・体育着（上・下）・園帽子・粘土・粘土ケース・粘土板・ワーク代・もじ・かずクラブ教材費等。
- **4 歳児：（年間費用の目安：¥4,700～¥8,500）**  
連絡ノート・出席シール・自由画帳・のり・はさみ・クレヨン・体育着（上・下）・園帽子・粘土・粘土ケース・粘土板・ワーク等。
- **5 歳児：（年間費用の目安：¥4,700～¥8,500）**  
連絡ノート・出席シール・自由画帳・のり・はさみ・クレヨン・色鉛筆・体育着（上・下）・園帽子・粘土・粘土ケース・粘土板・ワーク代等。



※教材については、入園時のみ又は希望にて購入品する物の2種類になります。

※教材金額については物価変動等がある為、新年度に決定致します。



## つなぐ認定こども園に関する確認兼同意書

各項目をご確認頂き☐および署名をご記入頂きの上、入園願書と一緒にご提出ください。

### 1. 支給認定に関する確認事項

チェック <input type="checkbox"/>	1号の支給認定の流れについて次の通りとなります。 ① 最初に当園へ入園願書を申請 ③北中城村にて支給認定を決定 ② 保育園にて利用内定を決定 ④保育園を経由して支給認定書を交付
----------------------------------	--

### 2. 当園の利用申し込みおよび選考について

チェック <input type="checkbox"/>	① 当園の利用を希望する場合は、当園のしおり、ホームページ及び事前見学などで保育および教育内容を理解し園の理念・保育目標・方針・重要事項説明書及び「保護者からの費用徴収」の同意した上で申請をします。 ② 入園案内およびその他関係書類に関して全て確認した上で申請します。 ③ 入園申請書類等の内容に虚偽等があった場合は、内定を取り消す場合があります。 ④ 受入園児数に関しては、当園の保育士の数や保育状況により決まります。在園児の退園等により空きが発生した場合に受入の選考を行います。必ずしも希望する月に入園できるとは限りません。 ⑤ 入園希望が定員を超えて多数になった場合は、書類選考を行います。 ⑥ 入園内定後、面接・健康診断等で集団生活ができないと判断された場合、入園できないことがあります。 ⑦ 給食費や教材費など、支払いを2ヶ月以上滞納した場合には、退園していただく場合がございます。 ⑧ 教育内容については、保育士の数や保育状況により変更となる場合があります。
----------------------------------	--

### 3. 当園利用決定後の確認事項について

チェック <input type="checkbox"/>	① 世帯状況が変わった場合（勤務状況の変更等）は速やかに園へご連絡ください。 ② 給食費等の支払いは、毎月リウコム社を通して口座振替にて行われます。残高不足により滞納となった場合は、指定の期日までに現金（手数料込）にてお支払いください。 ③ 保育料が1ヶ月以上滞納となった場合は、園より催促を行います。 ④ 土曜日の預かり保育を希望する場合は、希望する週の火曜日までに申請をお願いします。預かり保育無償対象の方は、勤務証明書を提出した上で市町村より支給認定が必要となります。預かり保育無償化対象者以外の方は、実費負担となります。
----------------------------------	---

つなぐ認定こども園 園長 宛て

つなぐ認定こども園の利用申し込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

令和 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

令和6年度

## つなぐ認定こども園 重要事項説明書（同意書）

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

### ●事業者

事業者の名称	社会福祉法人鳳友福祉会
事業者の所在地	中頭郡北中城村字喜舎場 1034 番地
事業者の TEL	098-932-5226
事業者の FAX	098-933-5486
代表者氏名	理事長 新城加代子
メールアドレス	tsunagu@rj8.so-net.ne.jp
法人設立年月日	平成25年3月28日
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業

### ●施設の概要

種 類	保育所							
名 称	つなぐ認定こども園							
所 在 地	中頭郡北中城村字喜舎場 1034 番地							
T E L	098-932-5226							
F A X	098-933-5486							
施設長氏名	与那覇 正樹							
開設年月日	平成25年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号				5名	5名	5名	15名
	2号・3号	12名	18名	24名	20名	18名	18名	110名
	合計	12名	18名	24名	25名	23名	23名	125名
事業所番号	沖縄県指令第 1008 号							
園舎の構造	鉄筋コンクリート造屋根 2階建 (1.103.76 m <sup>2</sup> ) 敷地面積 1980.61 m <sup>2</sup>							

### ●施設の運営の方針

- 1 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子ども達が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用こどもの意思及び人格を尊重して、常に利用こどもの立場に立つ

て、特定教育・保育を提供するように努める。

- 3 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他に特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

●提供する教育・保育の内容

保育所保育指針及び幼稚教育要領に基づき「全体的な計画」の中で各年齢において年間、月間、週案、個別指導計画（3歳未満児）特別支援計画を作成し教育・保育を実施する。毎月園便り・クラス便り・献立表・給食便りを子育て支援アプリ（イロドリリンク）を通して発行する。

日々の持ち物、注意事項については年齢別に個人面談資料にて説明のとおり。

●保護者から受領する費用の種類、

支払いを求める理由及び額については、別表「保護者からの費用徴収リスト」の通り。

●その他実施する事業

延長保育	保育標準時間認定に係る延長保育 18時以降において、やむを得ない理由により保育が必要な場合には、19時までの範囲内で延長保育を提供する。
特別支援保育	集団保育をすることにより健全な社会性の成長発達を促進する。保護者との面談を必要に応じて行うと共に巡回発達相談や専門機関と連携を図り、個別支援計画を策定し保育を行う。
一時保育・体験保育	※事前申し込みが必要 ※体験保育：保護者同伴 ※一時保育については保育士の人数に余裕がない場合は実施できない。
地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設（老人ホーム訪問・敬老会への招待）</li> <li>・村が主催する行事への参加・健康保健課との連携</li> <li>・地域の子育て支援センターへの出前保育</li> <li>・小・中学校の職場体験の受け入れ</li> <li>・保育専門学校の実習生・ボランティアの受け入れ</li> <li>・警察業務活動への協力</li> <li>・観劇会</li> </ul>

預かり保育	・教育標準時間認定子どもについて、やむを得ない理由により、教育時間前後に保育を希望する場合において預かり保育を実施する。
-------	--

●職員体制

職 種	員 数	常 勤	非常勤 (パート)	備 考
施設長		1 人		
副園長		1 人		
主幹保育教諭		1 人		
主任保育士		1 人		
保育士		19 人以上	2 人	
調理員		3 人		
保育支援員		1 人		
嘱託栄養士			1 人	
嘱託医			2 人	
保育補助			2 人	
事務員		1 人		
用務員			1 人	

※職員数は変動する場合があります。

●教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日

	区 分	開 園 曜 日
開 園 日	1号認定	月曜日～金曜日
	2号・新2号・3号認定	月曜日～土曜日
休 園 日	1号・2号・3号	日曜日・祝祭日・慰霊の日・ 年末年始 12/29～1/3

●教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間・保育時間

月曜日から金曜日	7時00分から19時00分まで
土曜日	7時00分から18時00分まで

※土曜日に保育を利用する際には、木曜日までに口頭又はお便り帳、アプリにてお知らせください。

(2) 利用の終了について

当園は、村が行った利用調整により当園の利用が決定された時、かつ教育・保育の実施の委託、認定をうけたときはこれに準ずる。

(3) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ① 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- ② 利用している子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があった時。
- ③ 村が当園の利用継続が不可能であると認めた時。
- ④ 長期欠席する時。
- ⑤ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時。

(4)

① (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図る為、乳幼児の成育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に告知して頂きます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

② (教育・保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の教育・保育を行わないことがあります。

- ア 利用乳幼児が感染症の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。
- イ 利用乳幼児病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ 災害の発生、又は発生の恐れがあり、危険が想定される時。

③ (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって、保育給付費の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して北中城村通知いたします。

●給食について

(1) 給食の提供にあたって

- ・自園調理
- ・献立の提供
- ・アレルギー児への対応・食育の取り組み等

(2) 給食の時間について

	午前間食	昼 食	午後間食	延長保育
0 歳児	9 時 00 分	前期 10 時 30 分 後期 10 時 45 分	15 時	18 時 00 分



1 歳児	9 時 00 分	前期 10 時 45 分 後期 11 時 00 分	15 時	18 時 00 分
2 歳児	9 時 00 分	前期 11 時 00 分 後期 11 時 15 分	15 時	18 時 00 分
3 歳児		前期 11 時 15 分 後期 11 時 30 分	15 時	18 時 00 分
4 歳児		前期 11 時 30 分 後期 11 時 45 分	15 時	18 時 00 分
5 歳児		前期 11 時 45 分 後期 12 時 00 分	15 時	18 時 00 分

●避難訓練組織

防火管理者（資格要件有）	新城 進・与那覇 正樹
消防計画届出年月日	中北消防署令和 4 年 4 月 1 日
避難訓練	毎月 1 回避難訓練を実施し、その内容を記載する（避難訓練計画書を年度初めに届出） その他：不審者訓練
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器等

●虐待防止のための措置

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待防止を図る為、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。また、虐待が疑われた場合には行政との連絡を取ります。
虐待防止責任者：比嘉ゆかり（主幹保育教諭） TEL：070-5694-2202

●秘密保持に関する事項

当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持し、退職後も同様に秘密を保持します。
--

●地域との連携に関する事項

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行います。
--

●保護者からの育児相談

育児に関する不安、悩み事等お気軽にご相談ください。 秘密は厳守致します。◎定例日：毎月第 3 木曜日の午前中 ◎保護者が希望する日
--

●緊急時における対応方法

教育・保育中に利用している子どもの体調に急変が生じた場合、その他必要な場合、は、速やかに当該利用する子どもの保護者、又は医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

●感染症対策について

感染症が流行した場合には、保護者へ周知し予防対策として園へ立ち入る際には、手の消毒・マスクの着用をお願いします。また、感染症拡大の状況により保護者および関係者の園内への立ち入りを制限する場合がございますので、その際には保育園の方針に従っていただきますようお願い致します。

●賠償責任保険の加入状況

当園は下記の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険	賠償保険
保険の内容	学校契約団体傷害保険	損害賠償責任保険

※保育時間中のケガ等につきましては、医師の治療が必要と思われる場合は、保護者に確認の上受診いたします。又、保護者を同伴する場合があります。但し、緊急を要した場合は病院より連絡致します。保険証も借用致します。

●協力願いについて（家庭保育・登園自粛願いのお願い）

- ・土曜日について：保護者の仕事が休み時は、できるだけ家庭保育をお願いします。土曜日の職員体制は、職員の労働時間を週 40 時間以内に抑える為、通常より半分の人数で保育を行っております。子どもの安全確保の為にも家庭保育のご協力をお願い致します。
- ・園内研修、旧盆（ウークイ）等で延長保育実施が難しいとき。
- ・感染症拡大が予想される時。

●保育園支援アプリ「イロドリंक」のインストールについて



保育園では、園児の登降園時間の記録や毎月の配布物そして緊急時の一斉通知などにイロドリंकというアプリを利用しておりますので必ずインストールをお願いします。アプリ情報につきましては、アプリストアにて「イロドリंक」と検索ください。ID 及び PW は、入園決定後に配布致します。

●メールアドレスの登録について

もう一つの緊急時のお知らせ方法として、電子メールを使用しております。上記のアプリが使用できない場合などに、園情報をお伝えできるように通常ご利用しているメール

アドレスを後日2つほどご登録をお願い致します。

備考：メールアドレスがご不明な場合には、後日に次の保育園メールアドレス（tsunagu@rj8.so-net.ne.jp）へ保護者名および園児名を記載してメールをお知らせください。

**●個人情報の取り扱いについて**

当保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。また、園・クラスだより、ホームページ、園のブログ、園公式 SNS、YouTube チャンネル、オンライン写真販売、園内掲示板等では、日常保育の様子や毎月の行事スナップ写真を掲載し、玄関や掲示板に貼ってお知らせしていきます。当園に入園・在籍する園児につきましては、同意が必要となりますのでご了承ください。

職員も各園児の情報を、正当な理由なく他に漏らす事は「守秘義務違反」として法的な措置が適応されます。以上のことを御理解いただき重要事項説明の確認書（同意書）を**新規入園児の面談日\***までにご提出を宜しくお願いします。**\*同封の別紙にてご案内**

尚、個人情報について、訂正・追加・停止の申し出がある場合は速やかに対応致しますので申し出て下さい。

**●苦情解決第三者委員**

氏名	住所	連絡先
与儀毅	北中城村字島袋 367-1	098-933-5441
宮里弘美	宜野湾市赤道 2-11-13	098-893-0647

**●業務の質の評価・公表について**

認定こども園の自己評価	実施方法：自己省察 ：保護者評価 公表方法：玄関先にファイルにて掲示 ：ホームページに掲載
-------------	--



## 保護者からの費用徴収リスト

特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子どもに係る給食費。但し、市町村より免除されるものを除く。	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,500 円 おやつ 1,000 円 口座振込手数料 110 円
2号認定子どもに係る副食費 但し、村の規定により免除されるものを除く。	食事の提供に要する費用を徴収	月額 5,500 円 口座振込手数料 110 円
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	保育標準時間 午後 6時から 7時 午後 6:01分から 6:30 午後 6:31分から 7:00	月額 2,500 円 日割り 150 円 日割り 300 円
1号認定の預かり保育	午後 2:00分から 6:00	日割り 450 円
一時預かり保育利用料 新年度用品等	午前 7時から午後 7時まで 教育・保育に必要な教材	4時間未満 1,000 円 4時間以上 1,800 円
0歳児	お便り帳	実費徴収（年間） 費用の目安 1,975 円
1歳児	お便り帳・園帽子	実費徴収（年間） 費用の目安 1,680~1,980 円
2歳児	お便り帳・クレヨン・はさみ・自由画帳・帽子・体育着（上・下）・月刊誌（毎月 370 円）	実費徴収（年間） 費用の目安 2,900~6,700 円
3歳児	連絡ノート・出席シール・自由画帳・のり・はさみ・クレヨン・粘土・体育着（上・下）・園帽子・粘土ケース・粘土板・ワーク代 もじ・かずクラブ教材費（毎月 750 円）	実費徴収（年間） 費用の目安 3,180~6,000 円
4歳児	連絡ノート・出席シール・自由画帳・のり・はさみ・クレヨン体育着（上・下）・園帽子・粘土・粘土ケース・粘土板・ワーク代（内訳：文字ワーク 4冊・数字ワーク 1冊）	実費徴収（年間） 費用の目安 4,700~8,500 円 ワーク代内訳：文字ワーク 1,980 円+数字ワーク 570 円
5歳児	4歳児クラスと同じ教材内容となります。	実費徴収（年間） 費用の目安 4,700~8,500 円

※お支払いは、園事務所窓口の集金箱へお入れいただきますようお願いいたします。

※教材については、入園時のみに購入する物及び希望して追加購入する物となります。

※教材金額については物価の変動等により額の変更がある為、概算での金額となります。

令和6年度版

## 重要事項説明の確認書（同意書）

記入日：令和 年 月 日

宛先：

名称 社会福祉法人鳳友福祉会 つなぐ認定こども園  
代表者 理事長 新城加代子  
施設長 つなぐ認定こども園 園長 与那覇 正樹（公印省略）  
所在地 〒901-2311 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 1034 番地

つなぐ認定こども園を利用するにあたり重要事項説明書を確認しました。  
重要事項確認書に記載されている内容に同意し承諾致します。

保育園利用者：

住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用児童名) \_\_\_\_\_